公　告

諸事項

第三者所有物の没収に関する公告

平成22年8月25日　東京地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成22年９月８日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

１　係属裁判所　東京地方裁判所刑事第12部

２　被告事件名　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反等

３　被告人氏名　ベヘザード　アバディヤン　モガンロ

４　公判期日　平成22年９月14日

５　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

平成22年東地領第1375号

（平成21年東地領第3792号符号24から27と二重押収のもの）

符号52　現金17万7,000円
符号53　現金６万円
符号54　現金８万円
符号55　現金38万5,000円

（平成22年東地領第443号符号52から58と二重押収のもの）

符号58　現金６万円
符号59　現金33万9,071円
符号60　現金103万2,000円
符号61　現金３万円
符号62　現金46万2,000円
符号63　現金12万円
符号64　現金30万円

６　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は営利の目的で

第１　１　ラシディ　アミル　ホセインらと共謀の上、平成21年４月11日から同年10月４日までの間、合計12回にわたり、東京都中野区沼袋３丁目３番２号先路上等において、田中孝二ら12名に対し、覚せい剤合計約2.385グラム及び大麻を含有する乾燥植物細片合計約1.874グラムを、代金合計23万5,000円で譲り渡したほか

２　氏名不詳者らと共謀の上、規制薬物を譲渡する意思をもって、平成20年９月ころから平成21年10月14日までの間、東京都内、大阪府内又はその周辺において、多数回にわたり、多数人に対し、覚せい剤様のものを覚せい剤として、大麻様のものを大麻として、麻薬様のものを麻薬として、有償で譲り渡し

もって規制薬物を譲り渡す行為と薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡す行為を併せてすることを業とし

第２　アザディ　マンスールらと共謀の上、平成21年10月14日、東京都中野区若宮１丁目８番８号ホワイト若宮１号棟105号室及び同都豊島区南長崎２丁目19番４号アーク目白105号室において、覚せい剤約187.291グラム、大麻を含有する乾燥植物片約147.405グラム、大麻を含有する樹脂状固形物約57.57グラム、麻薬であるコカイン約47.362グラム、麻薬であるＭＤＭＡの錠剤約10.377グラム及び麻薬である通称ＴＦＭＰＰ及び通称ＢＺＰの混合錠剤約34.015グラムを所持し

たものである。

工場財団

千葉県佐倉市ユーカリが丘四丁目１番１Ｓ－204号**株式会社広域高速ネット二九六**の工場財団に千葉県印旛郡酒々井町本佐倉字南大堀416番地４通信技術センター、千葉県佐倉市鏑木町字諏訪尾余349番地２鏑木営業所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年８月25日

千葉地方法務局佐倉支局

兵庫県加古郡稲美町六分一1295番地の７**株式会社ＧＭＪ**の工場財団に兵庫県加古郡稲美町六分一1295番地の７本社工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年８月25日

神戸地方法務局加古川支局

公示送達

審査請求人　神奈川県横浜市港南区港南４の２の２
矢下　勝

上記の者に送達すべき平成21年６月９日及び同年９月30日受付審査請求２件に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目１番１号法務省矯正局総務課内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成22年８月25日　法務大臣　千葉　景子

（備考）裁決の主文及び年月日

１　平成21年６月９日受付審査請求に関する裁決
裁決の主文　本件審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成22年８月３日

２　平成21年９月30日受付審査請求に関する裁決
裁決の主文　本件審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成22年８月３日

公示送達

再審査請求人　愛知県名古屋市西区則武新町２－３－９マルセイビル502
永井　誠一

上記の者に送達すべき平成22年労第28号業務上外関係再審査請求事件に関する裁決書の謄本は労働保険審査会（東京都港区芝公園１－５－32労働委員会会館内）が保管し、いつでも再審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第20条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成22年８月25日

労働保険審査会会長　平岡　昌和

（備考）裁決の主文及び年月日

平成22年労第28号　業務上外関係再審査請求事件

裁決の主文　本件再審査請求を却下する。

裁決年月日　平成22年５月19日

大井口土地改良区役員の就任の公告

茨城県及び栃木県の区域の一部を地区とし、茨城県筑西市に事務所を有する大井口土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成22年８月25日

関東農政局長　宮本　敏久

就任

役職	氏名	住所
監事	松本　悼	茨城県筑西市辻1259番地

鬼怒川南部土地改良区連合役員の退任及び就任の公告

茨城県及び栃木県の区域の一部を地区とし、茨城県筑西市に事務所を有する鬼怒川南部土地改良区連合から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成22年８月25日

関東農政局長　宮本　敏久

１　退任

役職	氏名	住所
理事	柴山　貞治	栃木県真岡市青田368番地２
〃	吉田　操	茨城県下妻市横根201番地
〃	中嶋　晃	茨城県常総市新石下261番地
〃	髙橋　芳男	茨城県下妻市新堀535番地１
〃	上野　武夫	栃木県小山市大字高椅1242番地
〃	中山　定夫	茨城県結城市大字結城7164番地２
〃	塚原　林吉	茨城県結城市大字林37番地
〃	瀬高　和夫	茨城県常総市岡田441番地１
〃	馬場　照雄	茨城県結城郡八千代町大字水口651番地
〃	荒井　儀雄	茨城県筑西市小川1391番地８